

税務相談室

確定申告について (その1)

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

今年の2月3日に、私の父が死亡しましたので、私が個人医院を引き継ぎました。所得税の確定申告は3月15日までと聞いておりますが、父の前年分の確定申告書はいつまでに提出すればよいでしょうか。また、本年分は全てを私の所得として申告してもよいでしょうか。それと、その確定申告書に誤りがあった場合は、どのような方法がありますか。

また、大学に勤務している友人が、来年アメリカに2年間の研修に行くことになりました。彼の妻子は日本に残りますので、税金の心配をしておりました。どうしたらよいでしょうか。

回答

1. 年の途中で亡くなった場合

所得税の確定申告書を提出する義務のある人が、その前年分の申告書の提出期限前に確定申告書を提出しないで死亡した場合には、相続人は、その相続開始を知った日の翌日から4カ月以内に確定申告書を、被相続人の納税地の所轄税務署長に提出し、この確定申告により納める税金がある場合には、申告書の提出期限までに納税しなければなりません。

また、確定申告書を提出する義務のある人が、年の途中で死亡した場合には、途中で死亡した人のその年の1月1日から死亡の日までの所得税についても、相続人はその相続の開始を知った日の翌日から4カ月以内に、一般の確定申告書に準じた確定申告書（準確定申告書といわれています）を、死亡した人の納税地の所轄税務署長に提出することとされています。

したがって、お尋ねの場合は、お父さんの前年分の確定申告書の提出期限は、3月15日でなく亡くなった2月3日の翌日からの4カ月後の6月3日となります。

次に本年分の確定申告についてですが、本年分の所得をあなたの所得として申告することをお考えのようですが、お父さんの所得については医院経営から生ずる所得だけでなく、その他の所得も含めたところ

で1月1日から亡くなった2月3日までの所得を計算し、その結果本年分の所得について確定申告をする義務があるようでしたら、6月3日までにお父さんの準確定申告書を提出して納税する必要があります。そして、あなたが事業を引き継いだ後の所得は、あなた自身の所得として、あなたの他の所得と合計したところで翌年の3月15日までに確定申告をしてください。

なお、お父さんの準確定申告に当たっての所得控除額の計算については、次のように取り扱われています。

- ① 雑損控除は、死亡の日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した雑損控除の対象となる雑損失の金額の合計額をもとに計算します。
- ② 医療費控除は、死亡の日までに支払った医療費の合計額をもとにして計算します。
- ③ 社会保険料控除額・小規模企業共済等掛金控除額・生命保険料控除額・地震保険料控除額については、死亡の日までに支払ったこれらの保険料又は掛金のそれぞれの合計額をもとに計算します。
- ④ 寄付金控除額は、死亡の日までに支出した特定寄附金の額の合計額をもとに計算します。
- ⑤ 配偶者控除・扶養控除等については、その配偶者・親族等が、死亡した人と生計を一にしていたかどうか、親族に当たるかどうか等はその死亡の時の現況により判定し、それらの配偶者・親族等に一定の所得金額以上の所得があるかどうかは、死亡の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までのその合計所得金額によって判定することになっています。

また、相続人が2人以上いる場合には、各相続人が連署した確定申告書を提出しなければなりません。他の相続人の氏名を付記して各人が別々に確定申告をすることもできます。ただし、相続人が別々に申告する場合には、直ちに他の相続人に申告書に記載した内容を通知しなければならないことになっています。

なお、相続人が2人以上いる場合には、準確定申告書付表を添付してください。（次号へ続く）

お詫びと訂正

北海道医報第1079号（平成20年8月1日付）に掲載しました税務相談室「平成20年改正税法その2」8. 金融・証券税制②の記述に誤りがありましたので、訂正の上、お詫びいたします。

- ⑧（前文省略）が年間100万円以下の場合には、源泉徴収税率が10%（所得税7%・住民税3%）とされます。
- ⑨（前文省略）は源泉徴収税率が10%（所得税7%・住民税3%）とされます。